

香美町中小企業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、地域産業の発展に重要な役割を果たす中小企業の役割の重要性に鑑み、香美町の中小企業の振興に関する基本理念を定め、町、中小企業者、商工団体等の役割を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本町経済の継続的な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 町内に住所を有する者又は現に居住している者

イ 町内に事務所、事業所、工場又はその他事業施設（以下「事務所等」という。）を有する個人、法人及びその他の団体

ウ 町内の事務所等に勤務する者

エ 町内の学校に在学する者

(2) 商工団体 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会、商店会及びその他の町内商工業の振興に関わる団体をいう。

(3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(4) 大企業者 中小企業者以外の事業者をいう。

(5) 地域資源 特定の地域に存在し、その地域を特徴づける自然、生産・加工品、歴史、文化及び人をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基にして、町、中小企業者、商工団体及び町民が協働して推進することを基本理念とする。

(基本施策)

第4条 町、中小企業者、商工団体及び町民は、第1条に規定する目的を達成するため、前条の基本理念等に基づき、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 中小企業者の経営基盤の強化を支援し、経営の向上、改善及び革新を推進するとともに、併せて資金調達の円滑化を図ること。
- (2) 中小企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成を図ること。
- (3) 中小企業者の事業承継の促進を図ること。
- (4) 中小企業者の受注機会の増大及び販路の拡大を図ること。
- (5) 起業の支援を図ること。
- (6) 地域資源を活用するとともに、町の魅力を町内外に発信することにより、観光事業の推進を図ること。
- (7) 地域資源を活用し、農商工連携の推進等による新たな商品又はサービスの開発を図ること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(町の責務)

第5条 町は、第3条に規定する基本理念に基づき、国、県及びその他関係機関と連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 町は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、物品又は役務の調達及び工事の発注等にあたり、中小企業者の受注機会の増大に努め、町内経済循環の創出に努めるものとする。
- 4 町は、中小企業の振興に関する具体的な施策の立案にあたっては、中小企業者及び商工団体からの意見聴取に努めるものとする。

(中小企業者等の役割)

第6条 中小企業者は、社会経済環境の変化に対応し、自主的な努力、創意工夫、経営基盤の安定及び強化並びに経営革新に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生及びその他雇用環境の充実に努めるものとする。
- 3 中小企業者は、その事業活動を通じて地域社会の活性化に資するよう努めるものとする。

- 4 中小企業者は、商工団体に積極的に加入し、その事業活動に協力するよう努めるものとする。
- 5 中小企業者は、町民、商工団体、町等が取り組むイベント及びまちづくり活動等に積極的に参画し、協働していくよう努めるものとする。
- 6 中小企業者は、町民生活及び環境と調和し、地域に根づいた事業活動を行うよう努めるものとする。
- 7 中小企業者は、職業体験の機会の提供等を通じて、児童及び生徒の勤労観及び職業観の育成に努めるものとする。
- 8 大企業者は、町内で商工業を営む者の一員として、当該事業所に求められる社会的責任を認識したうえで、地域の中小企業の振興に貢献するよう努めるものとする。

(商工団体の役割)

第7条 商工団体は、中小企業者の自助努力及び創意工夫による取組を支援する事業活動を行うとともに、商工業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

- 2 商工団体は、町、町民及び関係機関と連携及び協働して中小企業の振興を進めていくよう努めるものとする。

(町民の理解及び協力)

第8条 町民は、地域における中小企業の振興が町民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するように努めるものとする。

- 2 町民は、消費者として町内において生産、製造又は加工される製品の購買及び消費並びに町内で提供されるサービスの利用に努めるものとする。

(条例の普及啓発)

第9条 町及び商工団体は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の普及啓発に努めなければならない。

(検証及び評価)

第10条 町は、商工団体等と連携して、中小企業の振興に関する主な施策について検証及び評価を行い、その結果を反映するように努めなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。